

資 料

## 英米刑事法研究 (31)

英米刑事法研究会  
(代表者 小川 佳樹)

司法妨害罪における魚の「有体物」該当性  
——Yates v. United States, 135 S. Ct. 1074 (2015)——

松本圭史

## 司法妨害罪における魚の「有体物」該当性 ——Yates v. United States, 135 S. Ct. 1074 (2015)——

松本圭史

### I はじめに

2001年に発覚したエンロン社の大規模な不正会計事件においては、その会計監査を担当していたアーサー・アンダーセン（監査法人）による文書の破棄が問題となった<sup>(1)</sup>。当時の法律（合衆国法典第18編1512条）は、「公の手續（official proceeding）」を妨害する意図で、脅迫、有形力の行使、不正な説得等を通じて証人等に働きかけることのみを禁止していた。自らの手による文書の破棄を捕捉できないという法律上の問題を是正するために2002年に制定されたいわゆるサーベンス・オクスリー法（Sarbanes-Oxley Act）によって、「故意にあらゆる記録、文書又は有体物を改ざんし、破壊し、損傷し、隠匿し、隠べいし、偽造し、又はこれに虚偽の記載をする」ことが禁止された（合衆国法典第18編1519条）。

本件は、この1519条における「有体物」に魚が含まれるかが争われた事案である<sup>(2)</sup>。

(1) Arthur Andersen LLP v. United States, 544 U.S. 696 (2005) [紹介、萩野貴史・比較法学40巻2号339頁(2007)].

(2) 本件に関する文献として、John G. Malcolm, *Hook, Line & Sinkers: Supreme Court Holds (Barely!) that Sarbanes-Oxley's Anti-Shredding Statute Doesn't Apply to Fish*, 2014-15 CATO SUP. CT. REV. 227 (2014); Allyson N. Ho & John C. Sullivan, *Statutory Interpretation in the U.S. Supreme Court*, 71 ADVOCATE 29 (2015); Richard M. Re, *The New Holy Trinity*, 18 GREEN BAG 2D 407 (2015); Michael Pierce, *The Court and Overcriminalization*, 68 STAN. L. REV. ONLINE 50 (2015); Note, *Sarbanes-Oxley Act — Destruction of Evidence — Yates v. United States*, 129 HAR. L. REV. 361 (2015); Lindsay DeFrancesco, *Yates v.*

## II 事案の概要

フロリダ州魚類・野生生物保存委員会 (Florida Fish and Wildlife Conservation Commission) およびアメリカ海洋漁業局 (National Marine Fisheries Service) の捜査官を務めていた J は、所定の海上パトロール中に、被告人が船長を務める漁船が漁業ルールを遵守しているか確認するために、権限に基づき同船に乗り込んだ。J は、乗り込んだ際に甲板上で規定より小さく見える 3 匹のアコウを発見した。当時の連邦行政命令集 (Code of Federal Regulations) は、20 インチ未満のアコウを直ちにリリースすることを要求していた<sup>(3)</sup>。そこで、船内の漁獲物を調査したところ、最終的に 72 匹のアコウが規定より小さいことが判明した。そして、J は、被告人に対し召喚状を発付するとともに、木箱に詰めた 72 匹のアコウを帰港するまで置いておくように指示した。

ところが、被告人が帰港した後に J が 72 匹のアコウの大きさを再計測したところ、20 インチを下回っていることには変わりはないものの、そのうちの大部分のものが海上で計測した時よりも 20 インチに近づいていた。海上で計測したアコウと同一のものではないと推測した J が尋問したところ、帰港までの間に木箱の中に入っていたアコウを海に捨て、他のアコウと入れ替えるように被告人が指示したことが明らかとなった。

被告人は、捜査官に対して港で計測した魚と海上で計測した魚が同一であると虚偽の申告をしたこと (合衆国法典第 18 編 1001 条 (a) (2) 違反)、規定より小さなアコウを政府が押収することを妨げる意図でそれを海に捨てたこと (同 2232 条 (a) 違反)、アコウの漁獲に関する調査または適正な管理を妨害する意図で規定より小さなアコウを海に捨てたこと (同 1519 条違反) の 3 つの重罪について起訴された。

---

*United States: Floundering About in the Choppy Waters of Statutory Interpretation*, 75 Md. L. Rev. 620 (2016) など。

- (3) これに違反することは犯罪ではないが、マグナソン・スティーブンス漁業資源保存管理法 (Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act) により私法上の違反とされている (合衆国法典第 16 編 1857 条, 1858 条)。もっとも、18 インチに引き下げられた現在の基準 (連邦行政命令集第 50 編 622.37 条) によれば、本件で問題となったアコウはすべて規定の範囲内に収まる (Malcolm, *supra* note 2, at 229)。

連邦地方裁判所において、陪審は、1001条(a)(2)違反の点については無罪判決を下したが、2232条(a)違反および1519条違反の点については、有罪判決を下した(30日の拘禁刑、3年の執行猶予)。裁判において、被告人は、1519条違反につき、本条の見出しや本条の起源がサーベンス・オクスリー法にあることを指摘して、本条における「有体物」には、記録の保存に関するコンピュータのハードディスクなどが含まれるのであって、魚は含まれないと主張したが、裁判官は、魚も「有体物」に含まれるとして有罪判決を下し、控訴審も有罪判決を維持した。

### Ⅲ 判決の要旨

#### 1 相対的多数意見<sup>(4)</sup>

##### (1) 立法の経緯

1519条は、エンロン社の大規模な不正会計事件を受けて制定されたサーベンス・オクスリー法によって合衆国法典に組み込まれたものであり、不正経理の証拠を隠すための法人による書類の破棄を禁止することを意図していることから、同条における「有体物」には、情報を記録または保存するために用いられる物のみが含まれる。

##### (2) 辞書上の意味

言葉の意味は、通常、辞書上の定義と一致するが、同じ言葉であっても異なるコンテキストに置かれた場合には、異なることを意味する場合がある。そのため、有体物が辞書において「物理的な形状を有している具体的な物」と定義されているとしても、それは解決の手掛かりとならない。例えば、連邦刑事訴訟規則(Federal Rules of Criminal Procedure)16条における「有体物」についてあらゆる物的証拠を含むと解することはそのコンテキストにおいては適切であるとしても、1519条のコンテキストにおいては適切ではない<sup>(5)</sup>。

##### (3) 法律の見出し

サーベンス・オクスリー法802条の見出し(「文書の改ざんに対する刑事

(4) ギンズバーグ裁判官執筆、ロバーツ長官、ブライヤー、ソトマイヨール各裁判官同調。

(5) また、1519条を起草する際に手掛かりとした模範刑法典241.7条(1)があらゆる物的証拠を対象としていたことに関しても、241.7条における解釈は1519条における「有体物」の解釈に影響を与えないとしている。

罰)], また, 同条により制定された1519条の見出し(「連邦調査及び破産記録の破壊, 改ざん, 又は偽造」)および1520条の見出し(「会計監査記録の破壊」)は, 1519条の「有体物」にあらゆる物体が含まれるわけではないことを示唆している。

#### (4) 合衆国法典第18編における1519条の位置

1519条は, 連邦政府から資金を受領した者や金融機関の監査, 保険詐欺の捜査という一定の状況における妨害行為をそれぞれ禁止する1516条, 1517条, 1518条の直後に位置しており, このことは, 1519条が特定の状況における証拠の破壊のみを禁止するよう解釈されなければならないことを示している。

#### (5) 反余剰法理 (canon against surplusage)

同じくサーベンス・オクスリー法によって制定された合衆国法典第18編1512条(c)(1)における「その他の物」にはあらゆる物体が含まれるとされているため, 1519条における「有体物」にもあらゆる物体が含まれると解釈するのであれば1512条(c)(1)は余剰なものとなるが, そうした解釈は避けられなければならない。

#### (6) 同種解釈 (*noscitur a sociis*) および同類解釈 (*eiusdem generis*) の法理

1519条における「有体物」は, 「記録」と「文書」から始まる言葉のリストの最後に位置しており, このことは, 1519条における「有体物」が, 記録や文書のような情報を記録または保存するために用いられる物のみを含んでいることを示している。こうした解釈は, これらの名詞に先行する, とりわけ「偽造する」と「虚偽の記載をする」という動詞が, 典型的には航海日誌やハードディスクのような情報を記録または保存するために用いられる物を対象としていることとも一致する。また, 1519条における「有体物」にあらゆる物体が含まれるとすれば, そもそも「記録」や「文書」を別途規定する必要はなかったことになるが, 法律上の文言を不必要なものとするそのような解釈を採用することはできない。

#### (7) 慈悲の原則 (rule of lenity)

上記の法律解釈の伝統的ツールによる分析が, 1519条における「有体物」の意味について何らかの疑問を残すのであれば, それは慈悲をもって解決されなければならない。

## 2 結論同意意見<sup>(6)</sup>

1519条の3つの特徴、すなわち、名詞のリスト、動詞のリスト、見出しを併せ考えることで、被告人にとって有利な結論が導かれる。

「記録、文書又は有体物」という名詞のリストに同種解釈および同類解釈の法理を適用すると、「有体物」は記録や文書と同様のものを意味するように解釈されることになる。また、「改ざんし、破壊し、損傷し、隠匿し、隠ぺいし、偽造し、又はこれに虚偽の記載をする」という動詞のリストのうち、「改ざん」や「偽造」は情報の保管に密接に関連しており、さらに「虚偽の記載をする」は情報の保管以外には意味をなさない。そして、1519条の見出し（「連邦調査及び破産記録の破壊、改ざん、又は偽造」）に「記録」という文言が用いられていることも、「有体物」が魚ではなく情報の保管と関連していることを示している。

## 3 反対意見<sup>(7)</sup>

### (1) 立法の経緯について

1519条は、確かに、エンロン社事件を受けて制定されたサーベンス・オクスリー法によって合衆国法典に組み込まれたが、そうした経緯によって同条の射程が制限されることはない。

### (2) 辞書上の意味について

「有体物」という文言は広範なものではあるが明確であり、「物理的な形状を有している具体的な物」という有体物の辞書上の定義によれば、様々な法律において「有体物」にはあらゆる物体が含まれると解釈されているように、1519条における「有体物」にも魚は含まれる。相対的多数意見が述べるように、確かに、法律の文言はそれが置かれているコンテキストを考慮して分析されなければならない。しかし、1519条において『「あらゆる」記録、文書、または有体物』という広範な物が対象とされており、また、長い動詞のリストによって、それらの物を対象とする広範な行為が処罰されていることを考慮すると、1519条は広範な射程を有するように解釈されなければならない。

### (3) 法律の見出しについて

1519条に規定されている「損傷、隠匿、隠ぺい」というキーワードが見出し

(6) アリート裁判官執筆。

(7) ケーガン裁判官執筆、スカリア、ケネディ、トーマス各裁判官同調。

に反映されていないように、法律の見出しは法律の要約であって法律の内容を正確には反映しておらず、解釈の手掛かりとはならない。

#### (4) 合衆国法典第18編における1519条の位置について

1516～1519条の規定は制定された年代順に並べられているにすぎず、相対的多数意見が指摘するような特殊な意味をここに見出すことはできないため、論拠とはならない。

#### (5) 反余剰法理について

1512条(c)(1)が、1515条(a)(1)(A)に定義されている「公の手續」を保護しているのに対し、1519条は、「合衆国の省庁若しくは機関の管轄内におけるあらゆる事項」を保護しており、両者は完全にオーバーラップするわけではないため、余剰の問題は生じない。例えば、FBIの捜査は1519条の対象となり得るが、1512条(c)(1)の対象とはならず、他方で、私人間の連邦の訴訟は「公の手續」に該当するとしても、連邦の裁判所は連邦の「省庁」でも「機関」でもないため1519条の対象とはならない。1512条(c)(1)が1519条とオーバーラップすることはすでに立法段階で指摘されており、また、こうした法律間のオーバーラップはしばしば目にするものであるため、問題があるわけではない。

#### (6) 同種解釈および同類解釈の法理について

1519条における「有体物」という文言は、それ自体が明確な文言であるため、文言が曖昧である場合に用いられる同種解釈および同類解釈の法理は適用できない。また、他の法律（例えば、1512条(c)(1)）における「有体物」があらゆる物体を含むと解釈される際にはこれらの法理が用いられていないにもかかわらず、1519条の場合になぜこれらの法理が用いられるのかは明らかでない。

#### (7) 慈悲の原則について

慈悲の原則は、伝統的な解釈ツールが使い果たされた後に被告人の行為が犯罪か否かについて合理的な疑いが残っている場合にのみ用いられる。しかし、1519条の射程は広範ではあるとしても明確であるため、慈悲の原則を用いる必要はない。

#### (8) 過剰な犯罪化 (overcriminalization) について

以上のように、法律解釈の伝統的ツールは多数意見の結論を基礎づけないにもかかわらず、多数意見がそれを支持する理由は、1519条が広範に解釈されるとすれば、あらゆる法違反行為に対する連邦のあらゆる捜査において証拠的価値を有し得るあらゆる物体を改ざんすることに対して20年以下の拘禁刑を科す

ことになる、すなわち、過剰な犯罪化ないしは行き過ぎた処罰 (excessive punishment) が行われるという点に存在すると考えられる。

確かに、高い法定刑を備える1519条が (当該反対意見が支持するような) 広範な射程を有しているとすれば、検察官に過剰な影響力を与えるとともに裁判官に過度の裁量を与えることになる。その意味で、1519条は悪法 (bad law) である。しかし、裁判官には議会が制定した法律を書き換える資格はない。

## IV 解説

### 1 裁判所の役割と法律解釈方法論

連邦地方裁判所がこれまであらゆる有体物について1519条の適用を認めてきたのに対して<sup>(8)</sup>、本判決は、法律解釈の観点から、1519条における「有体物」には情報を記録または保存するために用いられる物のみが含まれると判示した。本判決において、多数意見と反対意見は同様の伝統的な法律解釈ツールを用いながら異なる結論を導いているが、両者の対立は、法律解釈方法論、ひいてはその背後にある裁判所の役割ないし裁量に関する議論を反映したものである<sup>(9)</sup>。

反対意見が依拠するのは、テクスチュアリズム (原典主義、法文尊重主義 (Textualism)) と呼ばれる立場である。この見解は、条文の文言にできるだけ忠実に解釈するのが裁判所の役割であるという立場を堅持するため、法律解釈に関する裁判所の裁量が限定されることになる。テクスチュアリズムの判例上の萌芽とされているのが、Caminetti 判決<sup>(10)</sup> である。Caminetti 判決において、裁判所は、法律の意味は、まずもって「その法律を組み立てている文言の中で探究されなければならない、もしそれが明確であるとすれば……裁判所の役割は、その文言に従って当該法律を実行することである」と結論づけた。

(8) 例えば、United States v. Diana Shipping Services, 985 F. Supp. 2d 719 (E.D. Va. 2013).

(9) アメリカにおける法律解釈方法論について、例えば、林田清明『《法と経済学》の法理論』253頁以下 (北海道大学図書刊行会、1996)、福永実「行政法教育と制定法解釈」広島法科大学院論集10号207頁以下 (2014)、同「アメリカにおける制定法解釈と立法資料 (1)～(3)」広島法学38巻3号142頁以下 (2015)、39巻1号214頁以下 (2015)、39巻2号272頁以下 (2015) を参照。

(10) Caminetti v. United States, 242 U.S. 470 (1917).



それに対置されるのが、インテンショナリズム（議会意図主義 (Intentionalism)）と呼ばれる立場である。この立場によれば、制定法の意味は当該法律が制定された当時の立法者あるいは議会の意図を明らかにすることで獲得されるため、裁判所に対して法律解釈に関する一定の裁量が与えられることになる。インテンショナリズムのリーディングケースとされているのが、Holy Trinity Church 判決<sup>(11)</sup>である。そこでは、外国人契約労働者法 (Alien Contract Labor Law) がブルーカラー労働者の雇用を念頭に起草されたものであり、法律の起草者は聖職者である牧師の雇用を想定していなかったことが指摘された。そして、Holy Trinity Church 判決と同様に、本判決の多数意見もインテンショナリズムに依拠して1519条における「有体物」を限定的に解釈した。

## 2 法律解釈の問題と憲法上の問題の関係性

もともと、本判決を単に法律解釈の問題のみを取り扱ったものと理解することは短絡的である。本判決における実際上の問題点は、テキストチュアリズムに依拠して「有体物」を解釈すると1519条の射程が広範に及ぶことになる、つまり反対意見が指摘するような「過剰な犯罪化」が行われるという点に存在する。ここで、法律解釈の問題と過剰な犯罪化の問題との関係が問題となるが、これは、Yates 判決とともに取り上げられることが多い Bond 判決<sup>(12)</sup>と比較することでより明らかとなる。

Bond 判決においては、被告人が、被告人の夫と被告人の友人が不倫をしたことに対する復讐として一般の化学薬品を友人の車のドア、郵便受け、家のドアノブに塗布したところ、その友人が流水で手当てできるほどの軽微な化学火傷を負ったため、それについて故意に「化学兵器」を所持または使用することを禁止している化学兵器禁止条約施行法 (Chemical Weapons Convention Implementation Act) が適用されるかが問題となった (合衆国法典第18編229条 (a) (1))。本件につき、裁判所は、同法が処罰を予定していた行為と被告人の軽微な違反行為との相違を指摘したうえで、「被告人の訴追は州法で十分であった」として連邦主義上の懸念を表明しつつ、化学兵器禁止条約施行法は適用されないと結論づけた。

(11) Holy Trinity Church v. United States, 143 U.S. 457 (1892).

(12) Bond v. United States, 134 S. Ct. 2077 (2014).

Bond 判決も Yates 判決も、法律の文言を忠実に解釈するとその射程が広範に及びすぎるといえる点で、ともに過剰な犯罪化が問題とされた事案であるといえるが、ここで注目すべきなのは両判決において被告人を無罪とする結論を導く方法が異なっているということである。すなわち、Bond 判決においては連邦主義という憲法上の観点から化学兵器禁止条約施行法の適用が否定されたのに対して、Yates 判決においては1519条における「有体物」の解釈を検討することで犯罪の成立を否定した。もっとも、Yates 判決における過剰な犯罪化の問題は実体的デュープロセスや公正な告知の問題に関係しているとの指摘もあるように<sup>(13)</sup>、本判決においても憲法上の問題を指摘することで同様の帰結を導くことは理論的には可能であった<sup>(14)</sup>。それにもかかわらず本件において多数意見がそれを行わなかった背景には、裁判所は一般的に憲法判断を回避する傾向にあること、とりわけロバーツ・コートにおいてはその傾向が近年顕著であったという事情が存在する<sup>(15)</sup>。こうした事情を考慮すると、本判決が法律解釈を通じて1519条の「有体物」を制限的に解釈したのは、これを法律解釈の問題として取り扱っただけでなく、過剰な犯罪化ないしはその背後にある憲法上の問題を直接判断することを避けるためでもあったと結論づけることができる。

### 3 本判決の射程

さらに問題となるのは、本判決の射程である。本判決は、1519条における「有体物」は情報を記録または保存するために用いられる物に限られるとしたが、例えば、ある事件で、そうした有体物が破壊されたが、その事件がエンロン社事件のような金融詐欺に関係する事案でなかった場合に、1519条を適用することはできるだろうか。

連邦地方裁判所は、これまで、金融詐欺に関係しない事案における、例えば、児童ポルノの保管されたコンピュータや CD などの破壊行為について1519条の適用を認めてきた<sup>(16)</sup>。これに対して、本判決のように1519条がサーベン

(13) Re, *supra* note 2, at 32; Pierce, *supra* note 2, at 59; Note, *supra* note 2, at 366-67.

(14) Bond 判決は、法律解釈によって同様の帰結を導くことができない事案であったために、憲法上の問題を直接取り上げざるを得なかったと考えられる。

(15) Re, *supra* note 2, at 408, 415.

ス・オクスリー法に由来することを強調するのであれば、1519条を金融詐欺に関係する事案にのみ適用される特別法と理解し、上記のような事案に1519条は適用されないとすることは可能である<sup>(17)</sup>。

本判決は、この点について明示的に述べているわけではないが、1519条と金融詐欺との関係を暗示することを通じて、今後1519条の適用が問題となる事案に直面する裁判所に対して、その適用範囲の判断を慎重に行うよう注意を促し、また、1519条の射程を金融詐欺の事案に限定しようとする裁判所に対しては有力な根拠を提供しているという点で示唆的である。金融詐欺に関係しない事案に1519条の適用を認めるべきかという問題に対して裁判所が今後実際にどのような判断を下すかについては判例の集積が待たれる。

---

(16) United States v. Russell, 639 F. Supp. 2d 226 (D. Conn. 2007); United States v. Wortman, 488 F. 3d 752 (7th Cir. 2007).

(17) DeFrancesco, *supra* note 2, at 651.